



その煙 吸わない人に 届いています



喫煙する際は、**まわりへの配慮**が必要です。

健康増進法

- 第27条 何人も、喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。
- 第29条 何人も、喫煙禁止場所で喫煙をしてはならない。
- ※喫煙禁止場所で喫煙した場合、最大30万円の過料に処されることがあります。

喫煙している
人が伸びる
チャンス!

禁煙すると、今よりも余裕ができます。ニコチン切れのイライラもなくなります。吸う場所を探すというエネルギー消費もなくなります。そして、あなたは今よりもっと仕事や趣味に没頭できるようになります。

あなたに合った
禁煙方法を
考えます!

禁煙に関するご相談は、お近くの禁煙外来または豊橋市保健所健康増進課(39-9136)へ



豊橋市保健所 保健医療企画課
電話:0532-39-9111

